

同時発表 国土交通省、北海道運輸局、東北運輸局、関東運輸局、北陸信越運輸局、中部運輸局、近畿運輸局、中国運輸局、四国運輸局、九州運輸局



令和 2 年 5 月 7 日
沖縄総合事務局運輸部

自動車検査証の有効期間を伸長します（対象期間の延長）

～新型コロナウイルス感染症対策～

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたことに伴い、自動車検査証の有効期間が令和 2 年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの自動車について、全国一律に令和 2 年 7 月 1 日まで自動車検査証の有効期間を伸長します。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたことに伴い、対象地域である全国 47 都道府県において、爆発的な感染拡大の発生を防止するため、外出による感染拡大のリスクを排除する必要があることから、道路運送車両法第 6 1 条の 2 の規定を適用し、自動車検査証の有効期間を伸長することとし、令和 2 年 5 月 8 日付け公示することとしましたのでお知らせします。

○対象車両

自動車検査証の有効期間が満了する日が、6 月 1 日から 6 月 30 日までの自動車
全て

※ 令和 2 年 4 月 7 日付け及び令和 2 年 4 月 16 日付け運輸支局長の公示により、自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和 2 年 4 月 8 日又は 17 日から同年 5 月 31 日までのもの（令和 2 年 2 月 28 日付け運輸支局長の公示により、自動車検査証の有効期間の満了する日を、令和 2 年 4 月 30 日としたものを含む）を、令和 2 年 6 月 1 日を満了する日としたものを含む。（別紙 参考 1 参照）

（有効期間の確認は、お手持ちの自動車検査証の赤枠欄をご覧ください。）

有効期間の満了する日	平成 32 年 6 月 30 日
------------	------------------

○措置内容

自動車検査証の有効期間を 7 月 1 日まで伸長

○継続検査の手続き

対象車両については、7 月 1 日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車をご使用いただけます。

なお、有効期間の伸長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

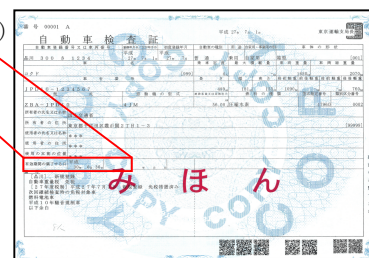
○自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続の特例措置）

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが 7 月 1 日を限度として猶予されます。

詳しくは契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。

○伸長の詳細につきましては、国土交通省の関連ホームページをご確認ください。

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/kensa/index.htm>



<お問い合わせ先>

沖縄総合事務局運輸部車両安全課

天願、稲嶺

TEL：098-866-1837

(参考1)

○今回の自動車検査証の有効期間の伸長措置

公示日	対象地域	対象となる有効期間の満了する日	伸長日
5月8日	全国一律	令和2年6月1日～6月30日	令和2年7月1日

※下記により自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年6月1日に伸長されたものを含みます。

○これまでの自動車検査証の有効期間の伸長措置（新型コロナウイルス感染症対策）

公示日	対象地域	対象となる有効期間の満了する日	伸長日
2月28日	全国一律	令和2年2月28日～3月31日	令和2年4月30日 ※4月7日、4月16日付の公示により、自動車検査証の有効期間の満了する日は6月1日まで更に伸長されています。
4月7日	東京都 埼玉県 千葉県 神奈川県 大阪府 兵庫県 福岡県	令和2年4月8日～5月31日	令和2年6月1日
4月16日	全国 (令和2年4月7日付けの運輸支局長公示により対象となっている上記の7都府県を除く)	令和2年4月17日～5月31日	令和2年6月1日

(参考 2) 参照条文

道路運送車両法（昭和 26 年 法律第 185 号）（抜粋）

第 61 条の 2 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

(参考 3) 自動車検査証の有効期間を伸長した最近の例

- 令和 2 年 4 月新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域として追加された全国の都道府県（令和 2 年 4 月 7 日付けの運輸支局長公示により既に対象となっている 7 都府県を除く）に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が令和 2 年 4 月 17 日から 5 月 31 日までの自動車について、令和 2 年 6 月 1 日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和 2 年 4 月新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県）に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が令和 2 年 4 月 8 日から 5 月 31 日までの自動車について、令和 2 年 6 月 1 日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和 2 年 2 月新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、自動車検査証の有効期間が令和 2 年 2 月 28 日から 3 月 31 日までの自動車について、全国一律に令和 2 年 4 月 30 日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和元年 10 月台風第 19 号の被害に伴い東京都西多摩郡奥多摩町日原地区に使用の本拠を有する車両について日原地区から同地区外とへの交通が可能となった日の 2 週間後の日の翌日まで伸長。
- 令和元年 10 月台風第 19 号の被害に伴い宮城県の全域と岩手県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県の一部の地域に使用の本拠を有する車両について最大 2 ヶ月伸長。

(参考4) 沖縄総合事務局管内の公示

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年6月1日から同年6月30日までのものは、令和2年7月1日をもって満了するものとする。

記

那覇市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、
南城市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、
宜野座村、金武町、伊江村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、
西原町、与那原町、南風原町、久米島町、八重瀬町、渡嘉敷村、座間味村、
粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村

令和2年5月8日

沖縄総合事務局陸運事務所長

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年6月1日から同年6月30日までのものは、令和2年7月1日をもって満了するものとする。

記

宮古島市、多良間村

令和2年5月8日

沖縄総合事務局宮古運輸事務所長

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年6月1日から同年6月30日までのものは、令和2年7月1日をもって満了するものとする。

記

石垣市、竹富町、与那国町

令和2年5月8日

沖縄総合事務局八重山運輸事務所長